

主税連

二〇〇四年 秋季シンポジウム特集

- 129
- 130
- 131
- 132
- 133
- 134
- 135
- 136
- 137
- 138
- 139
- 140**
- 141
- 142
- 143

Feb.15.2005 No.

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Contents



挨拶する中西会長

2004年 秋季シンポジウム—P.3~11

■大阪開催シンポジウムの総括

秋季シンポを終えて——— 実行委員長 小串嘉次信— 3

■岐 阜「譲渡所得をめぐる諸問題」—— 岩田 悦幸— 4

■名古屋「親族をめぐる税務問題」—— 田中 裕子— 5

■神奈川「納税負担と所得税の使途」—— 佐久間和子— 6

■千 葉「保証債務の履行と譲渡所得」—— 本多 卯生— 7

■東 京「日本国憲法と課税最低限」—— 河村 照円— 8

■埼 玉「源泉徴収制度と年末調整」—— 清水 健司— 9

■近 畿「課税の公平と担税力」—— 松岡 朋子— 10

■懇親会アルバム／次回シンポの案内——— 11



韓国訪問記——P.12~13

法対情報／あとがき——— 14

2004年 秋季シンポジウム

所得税—日本の基幹税はどうあるべきか

2004年11月6日／大阪・毎日新聞オーバルホールで開催



小串委員長あいさつ

はり青税は、実際に自分で何かをやってみることで、本当の知己や楽しさを知るところだと改めて思う次第であります。

本年度のシンポジウムは、各単位会の発表はどこをとってみても粒ぞろいでした。研究発表の責任者の皆さんそれぞれが大変なご苦勞をなさって準備してこられた賜物だと思います。改めて敬意を表したいと思えます。そしてまた、本年度は各単位会の発表が終わった後の懇親会が、非常に盛り上がりました。実行委員会の懇親会担当の山中さん（和歌山県）の企画・運営が全て当たった結果だと思っています。過去のシンポジウムにおいて、懇親会が今年度ほど盛り上がったことはなかったのではないのでしょうか。

来年度は、神奈川青税が横浜で秋季シンポジウムを開催します。次期の城田実行委員長が、若さ溢れる活発な、そして格調高く充実したシンポジウムを開催して頂けることを願ってやみません。来年度のシンポジウムに、乞うご期待!!

秋季シンポジウムを終えて

秋季シンポジウム実行委員長

小串 嘉次信

平成16年11月6日午後7時、大阪オーバルホールで開催された秋季シンポジウムが盛会のうちに無事閉会しました。

ご参加頂いた、たくさんの会員の皆さんにまずは御礼申し上げます。また、会員の中には、実行委員会からの動員の要請に対して、ご自身は所用があって参加出来ないのに、参加費用を振り込んで頂いてご協力賜った先輩諸氏も数多くおられます。改めて感謝申し上げます。

そして、陰になり日向になり多大なご協力を賜った実行委員会の委員諸氏に、心より感謝申し上げます。

実は、私がこの稿を書いている今日は12月18日なのですが、昨夜17日に実行委員会の解散式を開催致しました。中西会長が見守る中、ご協力頂いた実行委員の主要な方々と最後の会合を持ち、実行委員会は昨夜付けでめでたくも無事、解散致しましたことを、ここにご報告申し上げます。

思い返すといろいろなことがありましたが、結局今、私に残っているのは、楽しい思い出ばかりです。実行委員会の植木事務局長を始め、多くの仲間のよいところを存分に思い知ることが出来、楽しく実行委員長の大役を終えることができました。や



《各单位青税の個別テーマ》

- 岐阜青税 「譲渡所得をめぐる諸問題」
- 名古屋青税 「親族をめぐる税務問題」
- 神奈川県青税 「納税負担と所得税の使途」
- 千葉青税 「保証債務の履行と譲渡所得」
- 東京青税 「日本国憲法と課税最低限」
- 埼玉青税 「源泉徴収制度と年末調整」
- 近畿青税 「課税の公平と担税力」



会場の毎日新聞オーバルホール

岐阜青税 「譲渡所得をめぐる税務」

岩田 悦幸



長にもご列席いただきながら、数度にわたって議論し内容の練り直しをしましたが、興味を持って読んでもらうために、どの範囲に絞り込むのかという点で苦勞したと思います。ただ、白熱した議論する場面もあり、和気藹々とする面もありと、それぞれ限られた時間の中ではあるものの非常に充実したものであったと思います。

そして発表準備の段階では、それぞれの再生パターンでの討論形式にするということで内容をさらに具体的に絞り込み、より身近なところから「ゴルフ会員権をめぐる税務」をみた訳ですが、内容が内容だけに、いかにわかりやすくかつ簡潔に要点を伝えるかという点が難しく、特にその点に主眼を置き準備を進めていきました。直前の単位

ゴルフ会員権をめぐる税務

今回の全青秋季シンポジウムに際しまして、岐阜青税は「譲渡所得をめぐる諸問題～破綻ゴルフ会員権について」というテーマを戴いたわけですが、昨今破綻するゴルフ場が多い中、その形態によって取り扱いが異なり理解しにくい面もある分野で

もあるため、初めはなかなかよい参考資料が見つからず、まず手分けして骨格となる資料をどう作るのかという状態でした。

服部委員長を中心に基礎資料の収集が進み、具体的に内容資料を作り上げていく段階に入ると、忙しい時間をぬって河合会

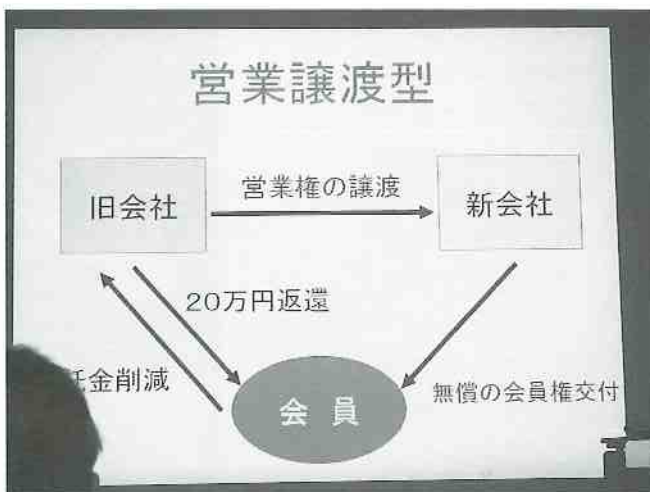
会発表時においても会員の皆様から活発なご意見をいただくことができ、本番に向けてより完成度の高いものに仕上げることができたと思います。

最後の仕上げに追われながら当日を迎え、会場でも準備時に多少のトラブルはあったものの、それも無事解決し、わくわくまた緊張しながらステージに上がりました。「舞台」が始まると、発表者は全員実体験したかのごとく役になりきり、それぞれの持ち味を活かしたアドリブや小ネタも交えながら楽しく演じることができました。また岐阜青税として少しばかりでは

ありますが問題提起もできたため有意義な時間を過ごせたと思います。

最後に主催者の近畿青税の担当の方々には準備段階から随

分お世話になりましたことお礼申し上げますとともに、青税全体が今後さらなる発展を遂げるよう期待して結びとさせていただきます。



名古屋青税 「親族をめぐる税務問題」

田中 裕子



現状の制度に甘んじることなく問題提起を

青税に入会し、私にとっては3度目の全青秋季シンポジウム。今回は研究副部長というお役を頂いたなかでの発表でしたので、私自身は舞台上上がることなく、裏方中心につとめさせて頂きました。

今年度名古屋青税のテーマは「親族をめぐる税務問題」でありました。親族間の問題ということで、「サザエさん」を使

って、名古屋お得意の劇形式で発表しようということは、結構早い段階で決まっていたように思います。最近でも話題になりました、独立した事業を営む夫婦間の弁護士報酬・税理士報酬の判例研究を元にシナリオを作成、所得税法56条について勉強してきました。成立の沿革、意義、判例研究、その存在意義と問題点の指摘…と、検討や意見

交換にかなりの時間を使った結果、最後には、現状の制度に甘んじることなく、事業的規模の青色事業者の親族に対して支払う対価は、経費とすることができるとする「所得税法第57条の2」の新設を提言しようと、大変内容の濃いものにできあがりました。

青税に入会したばかりで、全青シンポジウムには参加するのも出演するのも初めてという会員が半数近くいる中、どうやっ



マッチョの三河屋さん

て発表まで進めていくのか、最初は不安も多かったように思います。しかし、勉強会を進めていく中で自分たちの発表内容に自信をもち、その上で舞台上に上がることができました。充実した時間を過ごすことができたと思います。

主催者である近畿青税の担当者の方々には、名古屋の舞台設定は難しい…と言われつつ、それも全て名古屋の発表舞台へのこだわりと汲んで下さったこと、大変感謝しております。あ



りがとうございました。そして、このテーマの検討・発表に携わ

って下さった皆さん、本当にお疲れ様でした。

神奈川青税 「納税負担と所得税の使途」

佐久間和子



今年はぜひ神奈川に！

一年ぶりに大阪での秋季シンポジウムに参加させていただきました。わたしは単位会の研究発表がされている時に観客（全青の会員のことです）がとても少なかったことがとても残念でした。確かに全国各地から出席するには時間がかかり、時間的余裕がありません。でも、せっかく参加するのであれば是非最初から最後まで各単位会の発表を見てほしいと思います。各単位会のメン

バーが様々なテーマを個性あふれる演出で日頃の考えや研究成果等を披露しています。単位会ごとに個性があふれ、これを全て見ないでいるのは逆にもったいないな！と思ってしまいます。

人がどんなことを考えているのか、思ってい

るのか、ということは「百聞は一見にしかず」だと思います。一人でできることはとても少ないですが、全青の力が集結したシンポジウムはとても大きな素晴らしいものになっていると思います。全青に参加しているのであれば是非この素晴らしい発表を見るため舞台に集まっていたきたいと思います。

ということで来年は神奈川が秋季シンポの開催地です。是非最初から発表をお聞きいただきまして、各単位会の成果をお楽しみいただけたらと思います。そうすれば懇親会の話題もまた違ったものとなることは確約させていただきます。



街頭で会場の案内をする
近畿青税会員



中西会長のあいさつ



司会の近畿青税のお二人

千葉青税 「保証債務の履行と譲渡所得」

本多 卯生



問題提起はできたかな？

去年、あまり深く考えずに先輩会員の後押しを受けながら上がった名古屋シンポジウムの舞台の実績(?)を買われて、今年もシンポジウムの舞台へあがることになりました。

今回、千葉青税に割り当てられたのは所得税における保証債務に関する規定ということでした。普通、保証人になる時には、最悪の事態はあまり想定しないものです。したがって保証債務の履行を迫られるような事態に遭遇することは、事故か災害に遭った時と同じくらいの衝撃を保証人に与えます。保証人になるのは自己責任ですから災害等と同じに考えるのは行き過ぎか

も知れませんが、日本の商習慣上やむを得ず保証人になるケースも多いはずで、であれば、税法ももう少しそのあたりを配慮してくれてもいいのでは、というのが今回の発表のテーマでした。

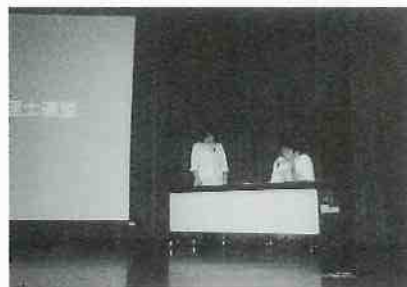
後から振り返るのは容易ですが、このテーマで発表資料や台本を考えるのはかなりの知識と労力を要する作業です。今回、その重要な部分を研究部長の岩井会員と研究部担当副会長の西藤会員が担当され、期限までの短い時間の中で大分苦勞されていたようです。

どこの発表チームも事情は同じだと思いますが、仕事の傍ら

練習時間を他の会員と合わせるのに苦勞しました。特に今年は台風の当たり年で最後のリハーサルの日今年最大の台風が関東に上陸した日で、帰りの足が気になって練習に身が入りませんでした。

リハーサル不足の不安を抱えながらも発表の当日を迎えましたが、参加メンバーが揃ってみると何とかかなりそうな気がしたものです。特に本人も楽しんで作ったという吉田会員自慢の小道具はメンバーを楽しい気分にしたしてくれたものです。

色々ありましたが、生来のお調子者の私は、今年も去年同様内容の理解を二の次にしてしっかり舞台と懇親会を楽しませてもらったというのが正直な感想です。今度はこの楽しくも充実したシンポジウムを新しい会員の方にも是非味わってもらえるようできればと思います。



東京青税

「日本国憲法と課税最低限」

河村 照円



以心伝心

今年のシンポジウムは大阪での開催。お好み焼きの屋台が出るのだろうか？ ひそかに期待して新幹線に乗り込む。頭の中は、油をひいた鉄板で焼かれるキャベツとふわふわ卵の生地のことではいっぱい……。

去年より少し小さなその会場は、ステージと客席の距離が近い。

去年はステージに上がったので岐阜と千葉の発表が見られなかった。今年はすべての発表が見られる。千葉のアイドル、まどかちゃんも拝める (-人)

東京の発表の時間。次の展開を知っていながら見られるということ、発表者の表情に心理を探りながら見られるということ、映画監督みたいでちょっと嬉しい。

さあ発表開始。発表を楽しんでいるような活き活きとした表情と真剣さはマイク越しに伝わり、それを受け取る会場の空気も次のシーンを楽しみにしているように感じる。未来予想図を

持っていても、会場の雰囲気までは予想できない。その空気が「心地良い」と思ったとき、感動に変わっていた。

すべての発表を見ることができ、会場は興奮冷めやらぬ、という雰囲気である。

最後の大阪の発表を見て思ったこと。

主張を伝えるためにサルになる。あえて進化論に逆行し退化してみる。

サルの視点から見ると、また違った世界に見えてくる。『わかりやすさ』と『おもしろさ』の追求の姿勢に感動したと同時に、税理士がサルになる勇気にとっても驚いた。

限られた時間の中で人に思いを伝えるということ。それはとても難しい。何も伝わらなければ、何も主張していないことと結果的には同じになってしまう。

「以心伝心」という、いにしえの言葉がある。読んで字のごとく、心を以って心を伝える。さとの境地はとても言葉で表すことはできず、心から心へ伝えるもの、という仏教語であるが、テクニックだけでなく、伝える心がないと、相手に届かない。それはデジカメのファインダーに映る画像からでは決して分からないと思う。その場において、その雰囲気を感じられたことがとても嬉しかった。

懇親会も終わり、今年も来て良かった、という気持ちに包まれていた。論文を書いているときは後ろ向きになることもあったけど、こうして形になると、皆様にありがとうございます、と感謝の気持ちをお伝えしたい。これでゆっくり東京へ帰れるぞ。

あれ？ 何か忘れている気がする。

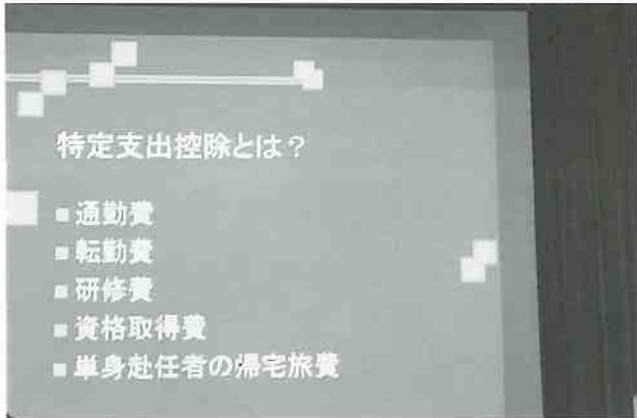
そういえばお好み焼きは、どこ行った！



受付の皆さん ご苦労さま

埼玉青税 「源泉徴収制度と年末調整」

清水 健司



青税に入ってよかった

私は、平成16年に埼玉青税に入会したばかりなので、今回の秋季シンポは初めての参加でしたが、いきなり発表者という大役を仰せつかりました。緊張しました。何しろ秋季シンポと言えば、青税のイベントの中で最もアカデミックなものであり、全国の各単位会が半年をかけて取り組んでいるものと聞きます。実際、埼玉青税でも、原稿執筆者の棚澤、西浦、田村の各会員は、その作成には、相当、苦勞した様ですし、それを活かすも殺すも発表者次第でしょう。幸い、埼玉青税は昨年、Q&A形式を採用し、皆は満足いく発表ができたそうで、今年もこの形式で行けば大丈夫、

更に、私を除き、発表者である大苗、泉の各会員は各界にて講師等の経験が豊富な者であることに、私は大分安心しておりました。しかし、そうは言っても、発表者が内容を理解していることが大前提であってみれば、私は幾度も原稿を読み返しました。大変勉強させて頂きました。埼玉の今回のテーマである「源泉徴収制度と年末調整」は実に身近なテーマであり、税理士であれば、その作業については知らないはずはないと思いますが、その趣旨、メリット・デメリット、問題点等は、ともすれば知り考えることなく機械的作業に終始しがちです。今回のシンポでこれら諸点を研究できた

ことは大変有意義でした。

翌日、新世界は通天閣に上ってみました。風無く、大気こよなく澄み渡れば、大阪の街は一望。私は、秋季シンポの会場であった毎日新聞ビルの付近を眺めながら、今回はよい経験をさせてもらった、青税に入ってよかったと思いました。私は、今までの税理士試験における条文の丸暗記及び実務における機械的作業を反省します。やはり、その制度の存在理由、歴史的過程、矛盾点を知り考え、絶えず批評的精神を持ってこそ真のプロフェッショナルといえましょう。

最後に、大阪青税の方々、素晴らしいシンポを有り難うございました。



会場の毎日新聞オーバルホール周辺では近畿青税会員が案内に立つ

近畿青税 「課税の公平と担税力」

松岡 朋子

租税法律主義

- 国民は、間接的ではあるものの自ら定めた法律に基づいて、納税の義務を負うのであり、あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、自ら定めた法律又は法律の定める要件による。



初めて秋季シンポに参加して

入会2年目で初めての全青行事として秋季シンポジウムに参加しました。今回は、大阪での開催ということで実行委員会が設置され、私も控室担当として微力ながら開催に携わりました。発表には参加していませんが、裏方として参加した感想を書きたいと思います。

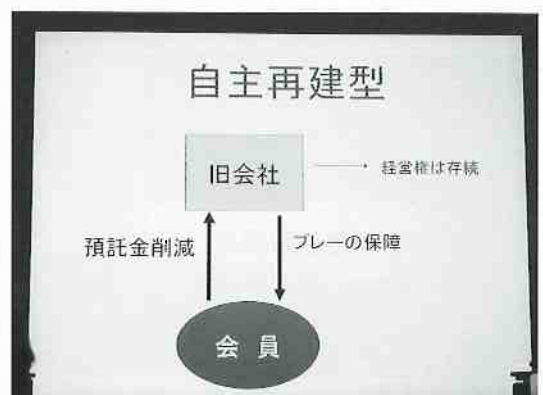
大きなホールでのシンポジウムということで、おかたい論文の発表会をイメージしていたのですが、控室から出てきたのは……スーツ姿の発表者、サザエさん、マリリン・モンロー？、おサルさん？、これからどんな発表が行われるのか不思議な

思いと期待を持って舞台袖から見えていましたが、討論会形式やパワーポイントを使った発表では問題点を鋭く浮かび上がらせ、寸劇では奥深いテーマをセリフと演技で分かりやすくまとめており、各単位会のカラーがよく出た興味深い発表ばかりでした。発表の形式は違って青税としての理念が貫かれており、全国組織としての青税の一体性を感じました。

また懇親会では、各単位会対抗のゲームや生演奏などとても楽しいひと時で、遠方から来ていただいた皆様にも楽しんでいただいたのではないかと思います。



す。実行委員としては、ほんの少しの協力しかできませんでしたが、このシンポジウムが成功裏に終わった影に、多くの会員の苦労があったことを実感しています。発表者の皆さん、近畿青税の皆さん、本当にお疲れ様でした！



各単位青税の発表は寸劇形式やパワーポイントの利用で分かり易く

懇親会



中西会長もリラックスして



バンドの演奏



余興の腕相撲



ゲームに勝った千葉の皆さん



義援金の募金もしました



東京青税会員の「東京大会」のアピール

次回のシンポジウムは横浜

2005年 全青税秋季シンポジウム

統一テーマ 「税理士法」

日時／2005年11月13日（日）
場所／新横浜プリンスホテル



新横浜プリンスホテル

韓国訪問記

韓国税務士考試会の總會出席 & 3人珍道中記

組織部長 金澤好起

アニョハセヨ。11月25日から中西会長、片山総務部長（以上名古屋）、川崎税理士法対策委員長（岐阜）、麻生厚生部長（東京）、高谷前会長、そして私（以上近畿）の6人で韓国税務士考試会の總會を訪問に行ってきました。名古屋空港から3人、関西空港から3人に分かれての出発。私は関西空港から出発したのですが、空港に着くといきなりのハプニング。なんと航空会社の手違いで座席が確保されておらず、関空組だけビジネスシート（もちろんエコノミー料金だけで、ラッキー!!）。お昼過ぎに韓国の仁川空港に到着し、1時間前に到着した名古屋組と合流して考試会のお迎えを受けました。

考試会の總會は、江南のマリオットホテルに隣接したセントラルシティで行われました。だいぶ早く着いたのでホテルの近くで韓定食をごちそうになり、

チェックインして總會が始まるまで待機しました。

考試会は今年が会長交代の年であり、慶（キョン）会長から朴（パク）会長に交代しました。朴会長は昨年半年ほど日本に留学されており、日本語もまずまず話せる方ですが、知る人ぞ知る爆弾酒（ウイスキーのビール割り？）奉行なのです。新執行部の方々も日本でおなじみの方が多く、大変リラックスして過

ごせました。

總會で中西会長は、この日のために練習した韓国語での挨拶を行いました。まずまず流暢に話しながら所々笑いや拍手をとり、終始なごやかな雰囲気の中で過ごしました。考試会の總會はご存じの方も多いかと思いますが、總會中でもお酒を飲んであります。特に質問らしい質問もないまま進行し、途中で「早く終わって宴会を始めろ」という意見まで出る始末です。当初予定のスケジュールを短縮し、宴会に突入しました。（ちなみに總會の時間は1時間から1時間半くらいで全青の總會よりだいぶ短いです。總會が延びたのは来賓挨拶が長かったため。堂々と早く進めろと言えるところがすごいですね。）宴会では歌手を呼んでからオケをしたりくじ引きをしたりで大いに盛り上がりました。



中西会長、總會でハングル語で挨拶



税務士會館の會長室で
朴會長を囲んで記念撮影



勉強会
左から三人目が筆者

さて、1日目の最短はカラオケをしながら恒例の爆弾酒合戦です。私は家族からあまり飲むなど釘をさされていたのにも関わらずつぶれてしまいました。ホテルのベッドでのたうちまわっていたようです（同室の高谷さん談）。

2日目は、韓国税務士会館（日本でいう日本税理士会館）で鄭税務士会会長を訪問した後、お互いの国の試験制度について懇談会を行いました。その後昼食をし、これで公式な訪問は終了です。これは昨年全国青税から申し入れた相互の総会出席について1泊2日で2日目のお昼までという決まりに従ったためです。ここで高谷さん・麻生さん・川崎さんは帰国の途につき、残る3人は個人旅行となりました。みなさんお疲れさまでした。

《韓国3人珍道中記》

さて、公式行事から解放された我々3人は明洞（ミョンドン）のホテルにチェックインした後、近くをブラブラと散歩に出かけました。明洞は若者が多い街で、日本とそんなに変わらないなどといいながら南大門を一周し、中西会長お望みの焼肉店に行きました。その後タクシーに乗ってカジノに……結果は内

緒。

27日は、考試会の李さん（国際副会長）に1日お付き合いいただき、光明市の安さんの事務所を見学に行きました。李さんは安さんはじめ数人で税務法人を作っており、現在本支店あわせて5ヶ所に事務所があるそうです。ここではじめて「インボイス」を見せてもらい、付加価値税のしくみと申告のシステムを実際にコンピューターを使って教えていただきました。車の中や食事中にはお互いの制度の情報交換を行い、大変有意義な1日を過ごしました。

ところで余計なことですが、中西会長は「冬のソナタ」にはまっており（正確には奥さんとお母さんと娘さん？本人も少し）、冬のソナタグッズを大量に買い占めておりました。ポラリスのネックレスに写真集、クッションなどなど。免税点でばられ、露店でばられ、地下街でばられ……。至る所にあるヨン

様グッズにピクリと反応し、その都度のぞき込む姿……さすがです。

28日になると中西会長はさらにパワーアップし、ハングル文字をある程度読むことができるようになっていました。おかげさまで朝食にマクドナルドへ行ったとき、ハングル語のメニューが読めずに困っていたところ「これはブルコギ」と頼もしい説明で非常に助かりました。（ここで韓国マクドナルド事情を少し。ハンバーガーのメニューはハングル語のためフィレオフィッシュ以外はどれが何かはわかりません。おまけにポテトは塩がかかっておらず、ケチャップを付けて食べます。）

さて、仁川空港についてチェックインするとまたまたハプニングが……。何と受付の人が私の名前を打ち間違えて、お詫びにビジネスシートを用意するというではありませんか（これもエコノミー料金だけで。再びラッキー!!）。というわけで日付が変わる前に無事帰国いたしました。

今回は総会出席後はじめて残って個人旅行をしましたが、ホントに得るものが大きかったと思います。お世話になった皆さんありがとうございました。

それでは、カムサハムニダ。



「会計参与制度」「ADR」などの 意見書を取りまとめて関係先へ提出



法対策部長 阿部 徳幸

ホテルミラコスタにおけるミッキーマウスとその仲間たちの激励を受けて、今事業年度が始まりました。今年度法対策部は、商法等対策委員会、税理士法対策委員会、税制対策委員会、ADR対策委員会、国税通則法対策委員会の5委員会を立ち上げました。現在、それぞれの委員会においてそれぞれの所掌事項について研究及び対策を行っております。

具体的には、今国会において成立予定の会計参与（仮称）制度、昨年12月に成立した裁判外紛争解決手続、いわゆるADRについて意見書をまとめるため、9月、12月の理事会終了後、研修会を開催し、会員皆様のこれら制度に対する認識の共有化を図ることといたしました。これらの研修会と理事会における議論のすえ、会計参与（仮称）制度については関与税理士の兼任問題を、ADRについては税

理士に代理権を付与するべき旨を中心とした意見書を作成いたしました。これら意見書は、日税連、自民党税理士制度改革推進議員連盟、民主党税理士制度改革推進議員連盟へ提出いたしました。その他日税連には、日税連が現在検討を行っている「新時代における税務支援のあり方」についても意見書も提出いたしました。

また、国税通則法対策委員会におきましては、一般納税者向けの「税務調査パンフレット」の作成作業を進行しております。春には皆様のお手元に届くこととなる予定です。さらに、当委員会における活動の一環といたしまして、「納税者権利保護規定の整備のための国税通則法の一部改正を求める請願書」におきまして、会員皆様へ署名をお願いいたしました。

今後の活動予定といたしまして、税制改正についてはもとよ

り、税理士試験制度について意見書を国税審査会に提出したいと考えます。税理士は、会計参与（仮称）制度により会計専門家として、出廷陳述権により法律専門家として認知されることとなります。現在の資格取得制度において、税理士とは本当に会計専門家、法律専門家ということができるのでしょうか。また、現行の税理士試験は、それぞれの専門家としての資質を問うものとなっているのでしょうか。

法対策部といたしましては、「真に納税者のため」という言葉をスローガンに、様々な問題に対応していかなければなりません。そのためには、多くの会員皆様のご意見をいただかなければなりません。今後とも多くの会員皆様のご協力をお願いいたします。

あとがき

今回は秋季シンポジウムの特集号です。いかがでしたでしょうか？ 統一テーマ「所得税」のもと、各単位会が小テーマを選定、内容を討議して当日を迎えました。発表は寸劇あり討論ありのパラエティーに富んだもので、今回

はどの単位会も発表形式が洗練されていたと感じたのは私だけではないでしょう。あつという間の3時間半でしたが私は今回も失敗をやってしまいました！

なんと会場の光源が足りず、私のカメラでは近畿青税のお猿さん達でさえぼんやりとしか撮れませんでした（泣）。しかし東京青税さんに今回も助けていただき、無事写真を撮ることが出来ました。また原

稿についても単位会の皆様に紹介していただき、ニューフェイス〜ベテラン会員さんと幅広い方々に依頼することが出来ました。この場をお借りしてお礼申し上げます。この広報誌がお手元に届くころは中西体制もそろそろ中盤を乗り切ったところですよ。いよいよここからが勝負！日々新たにこの思いで東京大会めざし、もうひと頑張り！（Y.S）